

■ 社会的背景・課題

- 気候変動への対応や新たな世界目標「昆明・モンリオール生物多様性枠組」の達成、Well-Beingの向上に向けて、多様な機能を有する都市緑地の量・質の確保を官民で連携して推進する必要。
- ESG投資やTCFD・TNFDの世界的な広がりなど、環境に対する民間資金の導入が拡大。
- 都市緑地への民間投資を促進するためには、事業者が取り組みやすく、投資家にとっても投資判断しやすい環境の整備として、都市緑地の確保に係る取組・効果を客観的に評価・開示することが重要。

民間投資による良質な都市緑地の確保に向けた評価はどうあるべきか。

- 第1回検討会（2月21日（火）10時～12時）
 - 認証制度の必要性について
 - 評価における着眼点や重視すべき点について
- 第2回検討会（3月29日（水）17時～19時）
 - 評価の対象・項目について
 - 制度が広く使われるための留意点（インセンティブのあり方等）について
- 第3回検討会（4月25日（火）10時～12時）
 - 中間とりまとめ（素案）について
- 第4回検討会（6月8日（木）10時～12時）
 - 中間とりまとめ（案）について

資料 2

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23

民間投資による良質な都市緑地の確保に向けた評価のあり方検討会
中間とりまとめ（案）

2023年●月

民間投資による良質な都市緑地の確保に向けた評価のあり方検討会

1 民間投資による良質な都市緑地の確保に向けた評価のあり方検討会

2 中間とりまとめ（案）

3 ～目次～

4

5 **I. はじめに**

6

7 **II. 民間投資による良質な都市緑地の確保に向けた評価のあり方に関する背景・現**

8 **状と方向性**

9 1. 背景・現状

10 (1) 都市を取り巻く社会情勢の変化

11 (2) 都市緑地が有する多様な機能

12 (3) 都市緑地の確保に資する施策

13 2. 対応の方向性

14

15 **III. 良質な都市緑地の確保に繋がる取組を客観的に評価・認証する仕組みについて**

16 1. 評価・認証制度の検討にあたっての基本的な考え方

17 2. 評価・認証の枠組み

18 3. 評価の対象

19 4. 評価の視点・項目

20 5. 認証取得のインセンティブ

21

22 **IV. 今後の課題**

23

24

25

26

1 I. はじめに

2 都市を取り巻く様々な社会情勢の変化のうち、気候変動の加速や生物多様性
3 確保への脅威などの地球規模の課題への対応について、人口や資産、産業等の
4 集積地である都市においても、その解決に向けた積極的な取組が求められてい
5 る。

6 また、コロナ禍を契機とした人々のライフスタイルの変化を受け、Well-being
7 向上への要請が年々高まっており、人間中心のまちづくりに向けた取組も急務
8 である。

9 これらの課題に対して、グリーンインフラとして多様な機能を有し、課題解
10 決に大きな役割を果たすことが期待される都市の緑地の質・量両面での確保に
11 向けた取組を進めていくことが肝要である。

12 こうした社会を巡る新たな潮流を踏まえて、今後の都市における緑地の社会
13 的意義や都市構造の中でのあるべき姿、これらの実現するための方策等につい
14 て、その方向性を探ることが求められている。

15 都市の緑地は、これまでも市町村が策定する緑の基本計画等に基づき、その
16 確保が総合的に図られてきたが、昨今の社会情勢の変化を受け、国際的・地域
17 的な観点から求められる、都市構造の中での緑地の役割や機能等を踏まえたあ
18 るべき姿について、行政がより明確に提示しつつ、それを具現化するための方
19 策を検討することが肝要である。

20 その際、近年、世界的な広がりが見られる ESG 投資等の環境分野への民間投
21 資を取り込むことが重要であり、その民間投資を促進する観点でも、緑地の効
22 果を客観的に評価し、それを見える化することが必要である。この場合、新た
23 な緑地の社会的意義の方向性に照らして、国としてどのような関与が求められ
24 るかについての考察が行われることが望ましい。

25 そこで、「民間投資による良質な都市緑地の確保に向けた評価のあり方検討会」
26 (以下、「本検討会」という。)では、民間投資により都市緑地の確保に繋がる
27 取組の評価のあり方について議論・検討を行ってきた。

28 本とりまとめは、令和5年2月から重ねてきた本検討会でのこれまでの議論
29 の成果を踏まえ、今後の民間投資による良質な都市緑地の確保に向けた評価の
30 方向性を提言するものである。

1 【都市計画基本問題小委員会との関係】

2 なお、都市政策を巡る今日的な課題について議論が行われた「都市計画基本
3 問題小委員会 中間とりまとめ」（令和5年4月14日公表）においては、まちづ
4 くり GX に求められる今後の対応の方向性として、以下が示されている。

5 ① 都市の緑地に関して、その配置（立地）も含めた、官民が共通して目指す
6 べき姿を行政として示すこと

7 ② 民間資金を活用した緑地の保全・創出を推進する上では、事業者の自発的
8 な取組を客観的に評価できる仕組みの導入や取組を促すインセンティブ
9 付け等についての検討が重要であること

10 ③ このような取組に対する国の方針を定め、地方公共団体の支援を強化する
11 こと

12 本とりまとめは、このうちの②を具体化し、議論を深めるものであるが、①
13 や③の取組と有機的に関連して実施することで、より高い効果を発揮する点に
14 ついても付言する。

1 II. 民間投資による良質な都市緑地の確保に向けた評価のあり方に関する背景・現状 2 と方向性

3 1. 背景・現状

4 (1) 都市を取り巻く社会情勢の変化

5 (地球規模課題の潮流)

6 経済発展や技術開発により、人間の生活は物質的には豊かで便利なものとな
7 った一方で、人類が豊かに生存し続けるための基盤となる地球環境は限界に達
8 しつつある。特に、地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）を超えている
9 例として挙げられる気候変動や生物多様性の喪失などの環境関連のリスクは、
10 中長期的に世界経済に対する深刻なリスクとされている¹。

11 また、IPBES・IPCC の合同ワークショップ報告書などにおいて、「気候変動」
12 「生物多様性」「人間の良質な生活」は互いに関係し合っており、気候変動と生
13 物多様性喪失を統合的に考慮する必要がある旨主張されている。

14 (カーボンニュートラル／ネットゼロに向けた動き)

15 COP21（2015年12月）において、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のた
16 めの新たな国際枠組みとして「パリ協定」が採択され、COP26（2021年11月）
17 では今世紀中の気温上昇を1.5℃未満に抑えるための取組の意義が改めて確認
18 された。カーボンニュートラル目標を表明する国・地域は世界中で急増し、そ
19 のGDP総計は世界全体の約90%を占めている。

20 我が国でも、2050年カーボンニュートラル宣言（2020年10月、第203回国
21 会菅内閣総理大臣所信表明演説）や、2030年度温室効果ガス46%削減目標の表
22 明（2021年4月、地球温暖化対策推進本部会合）など、脱炭素化に向けた動き
23 が加速している。特に社会経済活動等に伴って発生する二酸化炭素の相当部分
24 は人口と建築物が集中する都市において発生していることから、脱炭素に資す
25 る都市・地域づくりを推進していくことが求められる。

26 なお、EUでは、持続可能な未来に向けてEUの社会経済を変革するための気
27 候・環境政策パッケージである「欧州グリーン・ディール」が発表され、2050
28 年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指す欧州気候法の制定など、戦略や規

1 「グローバルリスク報告書2023年版」（世界経済フォーラム）

1 制等が展開されている。「欧州グリーン・ディール」の中では、生態系や生物多
2 様性の保全・修復に向けた戦略（2030年生物多様性戦略）や、誰も取り残さな
3 い公正かつ包摂的な社会変革のための提案（公正な移行メカニズム）等も進め
4 られている。

5 （ネイチャーポジティブに向けた動き）

6 COP15（2022年12月）において、2030年までの新たな世界目標である「昆
7 明・モンリオール生物多様性枠組」が採択されるなど、生物多様性の確保に
8 関する国際的な議論が進められている。

9 我が国でも、令和5年3月31日に「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議
10 決定され、2030年までのネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指し、
11 生物多様性の確保に向けた動きが加速している。

12 都市においても生物多様性の確保は喫緊に対応すべき課題であり、「昆明・モ
13 ントリオール生物多様性枠組」においても、生物多様性に配慮した都市計画に
14 言及した「都市における緑地・親水空間」がターゲットとして位置付けられて
15 いる。

16 （新型コロナウイルスを契機に加速化した Well-being への希求）

17 持続可能な開発目標（SDGs）の1つとして、あらゆる年齢のすべての人々の
18 Well-being を促進することが位置付けられている。2021年にWHOが発表したデ
19 ィスカッションペーパーにおいては、Well-being の概念をSDGsの17のゴール
20 のそれぞれに関連するものとし、社会的な Well-being の促進がアクティブでレ
21 ジリエンス（回復力）のある持続可能なコミュニティを構築するのに役立ち、
22 新型コロナウイルスなど、現在および新たに発生する健康上の脅威に対応でき
23 るようにしている。

24 我が国でも、2021年7月に「Well-beingに関する関係省庁連絡会議」が設置
25 され、Well-beingの向上に関する取組の推進に向けて情報共有・連携強化・優
26 良事例の横展開が図られるなど、Well-beingの向上に資する取組の重要性が強
27 く認識されている。

28 （大都市における国際競争力の強化）

29 国内では、大都市に人口・資産・産業等が集積している。都市の国際比較を
30 行くと、東京は総合力では上位を保っているものの、緑地の充実度や自然災害

1 の経済的リスク等の分野では順位が低く、ここ数年、アジアの各都市の追い上
2 げを受けている²。また、日本の他都市も全体の順位が伸び悩んでおり、改善の
3 余地がある分野の底上げ等による、都市の国際競争力強化が引き続き求められ
4 ている。

5 (ESG 投資等³の世界的な広がり)

6 近年、2003 年にプロジェクト融資時の環境・社会影響評価のための基準であ
7 る赤道原則が策定されたことや、2006 年に機関投資家による ESG 投資における
8 規範を定めた責任投資原則 (PRI) が公表されたこと等を契機として ESG 投資が
9 拡大している。さらに、パリ協定や SDGs 等を背景に世界の ESG 市場は拡大して
10 おり、世界の ESG 投資残高は 2020 年年初に 35.3 兆米ドルに達し、2016 年～
11 2020 年で 55%増加した⁴。日本においても、2016 年に約 56 兆円だった ESG 投資
12 残高は、2022 年には 493 兆円を超えるなど急激な拡大を見せている。世界の ESG
13 投資残高に占める日本の割合は、2016 年時点では約 2%にとどまっていたが、
14 2020 年には約 8%を占め、この中で最大の成長率を示した⁵。ESG 投資に向けた
15 機運は高まりつつあり、政府としても GX への投資として、世界の ESG 資金を呼
16 び込むこととしている⁶。

17 ESG 投資の全体の投資手法のうち、「インパクト投資」は、適切なリスク・リ
18 ターンを確保しながら環境、社会、経済へのインパクト (効果) を意図して取
19 り組むものとされている。投資家・金融機関、企業、地域の関係者等の多様な
20 主体が、社会・環境課題の解決と成長を実現していく事業の存在と意義を理解
21 し、インパクト投資が一層充実していくことが期待されている⁷。

22 また、TCFD (気候関連財務情報開示タスクフォース) や TNFD (自然関連財務
23 情報開示タスクフォース) など、企業による気候関連・自然関連の財務情報を

² 「世界の都市総合ランキング 2022」 (森記念財団)

³ 本とりまとめにおける「ESG 投資」や「インパクト投資」は融資も含む用語として使用。

⁴ 「Global Sustainable Investment Review 2020」。なお、本レポートにおける「ESG 投資残高」に融資は含まない。

⁵ 「日本サステナブル投資白書 2017」ならびに「日本サステナブル投資白書 2022」。なお、ここで「世界全体」は「米国、カナダ、欧州、日本、オーストラリア・ニュージーランド」の 5 市場を指す。

⁶ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」 (令和 4 年 6 月 7 日閣議決定)

⁷ 「インパクト投資等に関する検討会報告書 (案)」 (令和 5 年 5 月、金融庁)

1 開示する動きが進んでいる。TCFD 提言に基づく開示については、2022 年 4 月以
2 降、東京証券取引所プライム市場上場企業に対して求められており、TNFD は
3 2023 年 9 月に、最終提言（ver1.0）を公表する予定である。

4 国際的な都市間競争が激しくなる中、ESG 投資が行われやすい環境の整備が
5 遅れ、企業が社会・環境面への配慮について現状以上の積極的な取組を行わな
6 ければ、今後、我が国の開発プロジェクト等が国内外からの民間投資を受ける
7 機会を逸する可能性がある。

8 なお、同様の観点は不動産分野においても議論が進んでいる。不動産は、環
9 境や社会に関する課題解決に貢献できるポテンシャルが大きく、企業等が中長
10 期にわたる適切なマネジメントを通じて、地球環境保全も含めた社会の価値創
11 造に貢献するとともに、不動産の価値向上と企業の持続的成長を図ることが期
12 待されている。国土交通省不動産・建設経済局では不動産に係る社会課題・取
13 組について整理・類型化を行い、取組の考え方や評価の進め方等の実践に向け
14 たポイントをまとめた『「社会的インパクト不動産」の実践ガイダンス』を令和
15 5 年 3 月に公表したところであり、ESG 投資の動向に即しつつ、国内外の投資
16 家に受け入れられる不動産市場の実現に向けた取組を行っている。

17 18 (2) 都市緑地が有する多様な機能

19 都市の緑地は、美しい景観や地域固有の歴史文化の形成、温室効果ガスの吸
20 収やヒートアイランド現象の緩和、災害時における避難路・避難場所等の形成
21 や延焼の防止、雨水の流出抑制機能の発揮、騒音・振動・大気汚染等の公害の
22 防止、野生生物の生息・生育環境の確保、コミュニティの形成、身近に親しめ
23 る多様なレクリエーション、自然とのふれあいや環境教育の場の提供、健康の
24 増進、観光振興など、グリーンインフラとして多様な機能を有している。

25 昨今の都市を取り巻く社会情勢を踏まえると、以下の機能を有する緑地をグ
26 リーンインフラとして積極的に活用することが期待されている。

27 (気候変動対策に資する緑地)

28 公園緑地や公共公益施設、民間建築物等における緑は、光合成を通じて CO2
29 を吸収・固定する機能を持つ。

1 また、植物により舗装や建物外壁等を被覆することで、表面温度の上昇や蓄
2 熱を防止する屋上緑化・壁面緑化をはじめ、周囲に冷たい空気をにじみ出す冷
3 気の供給源となるまとまった緑地の確保や、その冷涼な効果を維持するため、
4 「風の道」の確保と連携して行う周辺の都市空間の緑化は、ヒートアイランド
5 現象を緩和する機能を持つことに加え、これらを通じて CO2 排出を抑制する機
6 能も持つ。また、緑陰を形成する樹木の植栽等の取組も暑熱対策として有効で
7 ある。

8 加えて、気候変動に伴う自然災害の激甚化・頻発化が懸念される中、都市の
9 レジリエンスを高めることが重要である。特に水災害に対しては、あらゆる関
10 係者が協働する「流域治水」が重要であり、緑地が有する雨水貯留浸透機能の
11 一層の活用が期待される。

12 (生物多様性確保に資する緑地)

13 都市における既存緑地の保全や計画的な公園緑地の整備により、都市内や周
14 辺部の生物の生息生育空間の保全・再生・創出、エコロジカルネットワークの
15 形成に寄与する。

16 また、都市における生物多様性保全の取組は、都市住民が自然環境に関わる
17 機会を創出し、様々な生態系サービスに触れることで、保全に向けた行動を起
18 こすきっかけとなる。

19 (人々の Well-being 向上に資する緑地)

20 人々の Well-being の向上には、ストレス緩和やリラックス効果、身体活動、
21 住民の相互交流の促進、コミュニティの結束強化等に寄与する都市の緑地が重
22 要である⁸。また、安心安全で快適な空間の形成等の機能を発揮することも人々
23 の Well-being の向上に資する。このような緑地の確保により、子育て世帯や高
24 齢者など多世代にとって良好な居住環境が確保された住みよい都市の実現につ
25 ながる。

26 (地域の価値向上に資する緑地)

27 緑地の質・量の向上により気候変動対策や生物多様性に配慮されたまちづく
28 り、また、良好な景観や地域固有の歴史・文化の形成、にぎわいの創出、良好

⁸ 「Urban green spaces: a brief for action.」 (World Health Organization. Regional Office for Europe.)

1 な子育て環境の形成といった個性と活力あるまちづくりは、人々の Well-being
2 の向上にも影響し、広く地域社会にとっての Well-being の向上へとつながり、
3 地域の価値を高めていく。

4 (適切な管理・利用による緑地の機能発揮)

5 緑地は、植物や樹木の生育など時間の経過とともにその機能が発揮されるも
6 のであり、都市特有の環境に適応しつつ緑地の機能を最大限に発揮するため
7 は、適切な維持管理が必要不可欠である。維持管理に際しては、緑地の状態を
8 随時モニタリング・検証しながら、順応的なマネジメントを実施することが重
9 要である。また、緑地は、利用されることで休養・休息の場やこどもの健全な
10 育成の場、地域のコミュニティ活動の場等といった機能が発揮されることから、
11 利用が促進されるような整備や運営・維持管理が重要である。

12 (3) 都市緑地の確保に資する施策

13 都市緑地の質・量の確保については、従来、市町村が策定する緑の基本計画
14 に基づき、多様な制度・事業等により、主に公的主体の取組として都市におけ
15 る緑の総合的な保全・整備を推進してきた。

16 民有地においては、環境の保全、災害の防止・非常時の避難等の観点から、
17 一定の規模以上の開発行為に対して、公園等の設置を義務付けているほか、行
18 為の制限や緑化の義務付け等により、民有緑地の保全や民間建築物の緑化等を
19 推進しているところ。近年は、容積率緩和を伴うような都市開発プロジェクト
20 において、民間事業者の提案による環境貢献として、地区内での緑地保全に取
21 り組む事例も存在している。

22 また、都道府県や市町村においては、緑化を進めるための緑化条例や自然環
23 境を守るための環境保全条例等が制定されている。これらの条例等では、公共
24 の土地、民間の事業所や宅地等の緑化の基準や義務が定められ、具体的な緑化
25 率を設けているものもある。

26 一方で、緑化の義務付けについては、面積基準の達成のために、緑の維持が
27 困難な空間に無理に植栽し、枯死してしまうことや、空間形成の画一化とデザ
28 インの多様性の欠如がもたらされること、また、整備後の維持管理の状態を確
29 認する仕組みがないことにより、その期待される効果が失われており、詳細な
30

1 評価や質の高い緑化誘導の仕組みが必要であるという指摘⁹もある。

3 2. 対応の方向性

4 (評価・認証制度の構築)

5 都市を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえると、都市において、気候変動へ
6 の対応、生物多様性の確保、Well-being の向上に資するまちづくりが強く求め
7 られている。そのため、これらの観点に対して大きな役割を果たす都市の緑地
8 について、その質・量の確保を官民で連携して一層推進する必要がある。

9 緑地の質・量の確保を図る手法としては、大きく事業・規制・誘導等に分け
10 られ、これまでの緑地行政は行政主体による都市公園の整備（事業）や民間開
11 発に併せた緑化の義務付け（規制）が主であった。これは、特に都市の緑地の
12 もたらす経済効果が外部性を有していることから、市場経済の外側の事象を内
13 部化する方策として施策を講じてきたものと言える。

14 一方で、安定・成熟した社会においては、事業や規制だけでなく、市場の中
15 でその供給を促進するために民間の投融资や活動を誘導するという観点が必要
16 である。このことは、公的セクターの財政状況の厳しい現状を鑑みると、資産・
17 企業価値の向上に向けた民間の自律的な取組を促進し、より広い効果の発現を
18 もたらす上で、極めて重要である。

19 近年、ESG 投資の高まりを背景に、市場からは、気候変動対策に加え生物多様
20 性の確保や Well-being の向上に向けた取組がより一層求められている。そのた
21 め、企業にとって環境面・社会面での効果（環境的・社会的インパクト）の高
22 い事業に取り組むことが資産・企業価値の向上に資するものであることから、
23 民間の自律的な取組を促すためには、そうした事業への資金の流れを促すこと
24 が重要である。

25 資金の流れを促すためには事業の意義が客観的に評価されるもの・認められ
26 るものであることが必要であって、いわば事業の「環境的・社会的インパクト」

⁹ 西田麟・植田直樹・村上暁信（2020）「緑化条例に基づいて計画・創出された緑の維持及び効果に関する研究」, 日本都市計画学会都市計画論文集 Vol.55 No.3

¹⁰ 植田直樹・瀬島由実加・村上暁信（2017）「緑化に関する条例等における定量的緑化誘導基準の特徴と課題」, 日本都市計画学会都市計画報告集 No.16

1 が高いことが客観化される必要がある。すなわち、良質な都市緑地を確保する
2 取組の環境的・社会的インパクトが、企業、金融機関、テナント、地域住民な
3 ど様々な主体に顕在化・見える化されることが必要であり、その手段として評
4 価・認証制度の構築は非常に重要である。市場の中で都市の緑地の供給を促進
5 するため、緑地の有する外部性を内部化するという点でも評価・認証制度は有
6 効である。

7 つまり、評価・認証制度により、良質な都市緑地を確保する取組の意義や環
8 境的・社会的インパクトが見える化されることで、事業者が様々な主体にその
9 取組の意義や企業価値を訴求することができるようになる。このことによっ
10 てインパクトを創出する事業等が投資家や消費者等に選択されやすくなり、良
11 質な緑地と一体となった建物の賃料や事業への資金調達等を通じた資金の流れ
12 ができることが期待される。また、事業者等として、評価・認証制度が TNFD 等
13 の情報開示の要請への取組と連動することで、企業価値の向上若しくは将来的な
14 市場から取り残されないことにつながることも期待される。

15 これらの流れが、また良質な都市緑地を確保する取組につながり、好循環を
16 形成することで、持続可能で魅力的な社会の形成、市場全体の持続的・安定的
17 な成長に結びつくことが望まれる。

18 (国として取り組む必要性)

19 評価・認証制度の構築の検討にあたり、国として以下の観点から積極的に取
20 り組むことが重要である。

21 <都市の緑地のあるべき姿の提示と具現化するための政策的誘導>

- 22 ▶ 都市の緑地に求められる今日的な社会的意義としては、その保有する多様
23 な機能を活かし、緑で地球、地域、人のそれぞれにおける課題に同時解決
24 のアプローチを図ることである。これはグリーンインフラや、健全な自然
25 生態系が有する機能を活かして社会課題の解決を図る取組である NbS
26 (Nature-based Solutions)の考え方にも合致するものである。
- 27 ▶ その際、緑地の機能を効果的に発揮し、官も民も主体的に課題解決に取り
28 組むことが重要であり、そのためには、行政が国際的・地域的な観点を踏
29 まえ、人中心の考え方を取り入れつつ、国が一貫した方針を目指すべき姿
30 として示すことが必要である。

- 1 ➤ このため、緑地の機能を効果的に発揮させるには、行政の示す方針・計画
2 等に適合する形で緑地の確保の取組を評価することが重要であり、国際社
3 会の動向も踏まえながら、行政の示す方針・計画等の基となる基本的な方
4 針を示す立場にある国として評価・認証制度を構築することが適当であ
5 る。

6 <世界目標に対する先導的役割>

- 7 ➤ 世界的な課題に対する 2050 年までのカーボンニュートラル／ネットゼロ
8 や 2030 年までのネイチャーポジティブなどの国際的な目標の達成に向け
9 ては、一義的に国が先導して取り組むことが必要である。
- 10 ➤ 特に、目標達成に向けた時間的猶予が限られていることを踏まえると、民
11 間企業や地方公共団体等のあらゆる主体が率先して行動できるよう、ま
12 た、環境・社会・経済へのインパクトが高いまとまりのある緑地、特に生
13 物多様性向上に有効なネットワーク性のある緑地を確保する観点から、国
14 として、他の制度との連携を図りながら、総合的・緊急的に取り組むこと
15 が求められる。
- 16 ➤ また、30by30 目標を達成するための中心施策である OECM の設定・管理に
17 ついて、環境省が「自然共生サイト」の制度構築や認定等に取り組んでい
18 るところ、都市分野については国土交通省も評価・認証制度を導入し、両
19 者が総合的に連携することにより、両制度の効果的・効率的な運用と、ひ
20 いては 30by30 目標含む 2030 年ネイチャーポジティブへの貢献が期待され
21 る。

22 <投資促進に資する中長期的な方針の提示>

- 23 ➤ 国が国際的・国家的な見地から中長期的な視点に立った都市緑地の目指す
24 べき姿や方針を示しつつ、それらと整合する評価・認証制度の枠組みを構
25 築することにより、国際的な認知が得られるとともに、都市緑地の確保に
26 取り組む事業者や投資家にとって公共からの持続的な支援に対する期待や
27 予見可能性を高めることとなり、大都市・地方都市を問わず、国内外の市
28 場から安定的で中長期的な投融資の促進が期待される。

29 あわせて、緑地や建築物等に関する民間や地方公共団体による既存の評価・
30 認証制度も運用されているところで、国としてこれらの制度と連携を図りつつ、

1 国策として統一的な方向性を示し社会をリードすべき点は強力に取り組を推進す
2 ることにより、各制度との相乗効果も期待されるところである。

4 Ⅲ. 良質な都市緑地の確保に繋がる取組を客観的に評価・認証する仕組みについて

5 1. 評価・認証制度の検討にあたっての基本的な考え方

6 (民間投資に繋がる評価・認証制度として必要な事項)

7 民間投資を呼び込むような制度としては、投資家や金融機関にとって使いや
8 すく、社会的に認知されている制度であることが望ましい。そのため、以下の
9 事項に留意することが重要である。

- 10 ▶ 評価項目や評価プロセス等を日本の気候・風土や社会状況等に合った内容
11 としつつ、環境分野の投融資に関わる国際的な基準や潮流（TNFD、EU
12 Taxonomy、SBTs for nature、PBAF、CDP 等）に合致していること
- 13 ▶ わかりやすい評価指標であること
- 14 ▶ 評価の内容や仕組み等が開示されていること
- 15 ▶ 陳腐化しないよう柔軟に更新すること
- 16 ▶ ブランディングを徹底すること
- 17 ▶ グリーンウォッシュとならないよう可能な限り科学的かつ定量的な評価で
18 あること（ただし、緑地のインパクトに関して定量的な評価が難しい取組
19 についても考慮すること） 等

20 また、評価・認証制度に係る手続きや効果測定手法等がデジタル化されてい
21 ることも重要である。

22 加えて、企業の KPI に使えるような制度になると、さらに活用が広がると期
23 待できる。例えば、企業の KPI として認証取得が設定されていると、経営とし
24 ての意志決定がされていることになるため、担当者からすれば、経営陣に対し
25 てプロジェクト毎に認証取得の必要性等を説明・議論しなくて済む。また、将
26 来的に、サステナビリティ・リンク・ローン等の金融機関が作る金融商品にお
27 ける評価項目に認証の取得が入ることも考えられる。

28 (取組の段階を踏まえた検討)

29 民間投資による良質な都市緑地の確保に繋がる取組を評価・認証する制度の
30 検討にあたっては、計画、管理のそれぞれの取組の段階によって、制度を使う

1 主体やその目的・動機が異なるので、各段階に応じた検討が必要である。

2 具体的には、計画段階は、ディベロッパー等が認証を取得することで、金融
3 機関や投資家等からの資金調達やテナント誘致が有利になることが大きなイン
4 センティブとなる。竣工後の管理段階は、不動産の保有・管理主体（不動産フ
5 ァンド等）等が、認証を取得していることで安定的な賃料収入が期待できるこ
6 とに加え、企業価値の向上として、TNFD 開示等により、株式や債券に投資する
7 投資家に対して、認証の取得割合等をアピールすることがインセンティブにな
8 る。

10 2. 評価・認証の枠組み

11 国が関与して都市緑地の確保に関する取組を評価・認証する枠組みとして、
12 国が直接的に個別の緑地を評価・認証することや、国が評価・認証に関する考
13 え方をガイドラインとして示すことなど、いくつかのパターンが考えられる。

14 評価・認証制度の信頼性を損なうような同種制度の乱立を防ぎ、安定性や統
15 一性を確保しつつ、可能な限り制度構築・展開を早期に実施し、さらに行政以
16 外の知見や創意工夫も取り入れていくためには、既存の緑地認証制度を運用し
17 ている組織をはじめとする第三者機関についてその認証制度も含めて国がオー
18 ソライズした上で、当該第三者機関が個別の事業者等の取組を評価・認証する
19 という枠組みが有効と考えられる。

20 なお、都市緑地の確保に関する取組を評価する際には、行政の示す緑地の方
21 針・計画に適合することが重要であるという観点から、その方針・計画を定め
22 る地方公共団体の役割は大きい。地方公共団体としては、方針・計画の推進に
23 向けて、事業者等の緑地の確保に関する各事業に関して、必要に応じて調整・
24 支援するなど、積極的な関与やリーダーシップも期待される。

26 3. 評価の対象

27 (評価の対象)

28 都市緑地の質・量を確保する観点から、「新たに緑地を創出する事業」と
29 「既存緑地の質の確保・向上に資する事業」を対象とすることが考えられる。

1 「新たに緑地を創出する事業」は、再開発等と併せて新たに良質な緑地を創
2 出する事業であり、主に都心部での事業が想定される。これは、「昆明・モン
3 トリオール生物多様性枠組」のターゲット2（劣化した生態系の30%の地域を
4 効果的な回復下に置く）に合致し、TNFDにおいても劣化して回復すべき
5 場所は優先度が高いので、企業がTNFD開示に対応していく際に活用すること
6 が可能となる。

7 次に、「既存緑地の質の確保・向上に資する事業」は、既存緑地において、
8 ①緑地の有する機能を増進させる事業（例えば、密生した樹林地を間伐し、陽
9 光の入る緑地を形成すること）や、②質の高い緑地を持続的に管理する事業で
10 あり、都心部から郊外部まで都市全域での事業が想定される。これには、既存
11 緑地の大規模に再整備する場合も含まれる。

12 ②については、既に質の高い既存の緑地において、物理的な管理に変化はな
13 くても、将来的な劣化を防ぐためのネガティブインパクトの緩和として、質の
14 高い管理を持続可能にする取組が想定される。例えば、BIDなど、便益のバラ
15 ンスの取れた独自財源を持った組織による事業が考えられる。

16 また、評価・認証そのものはその事業を対象とするが、認証を受けた事業を
17 実施する主体の成果・貢献として評価される制度とすることが重要である。

18 （評価のタイミング、評価の継続の必要性）

19 事業の資金調達等の観点から、都市緑地の確保に関する事業を計画段階で評
20 価・認証することが望ましい。併せて、時間の経過とともにその機能を発揮す
21 る緑地の特性、事業の計画主体・施行主体から運営主体までの継続性・一貫
22 性、継続的な資金調達（リファイナンス等）の観点を考えると、事業後も継続
23 的に緑地の状態や事業の効果をモニタリングし、改善・開示することが望まし
24 い。このような評価結果の開示の仕組みが適切に機能すると、環境・社会にき
25 ちんと配慮した事業者に投資が集まるという好循環が生まれることが期待され
26 る。

27 また、インパクト投資では、事前評価だけでなく、継続的に管理状況やパフ
28 ォーマンスをモニタリング・事後評価し、改善を図り、開示していく Impact
29 Measurement and Management（IMM）という仕組みとなっている。既存の認証

1 制度でも、認証取得後にその後の運用の成績やパフォーマンスについて、実デ
2 ータを把握して継続的にモニタリングをして再認証を行うようなものもある。

3 (評価の単位)

4 環境・社会・経済へのインパクトが高いまとまりのある緑地を確保する観点
5 から、対象となる緑地は街区単位を標準に評価することが望ましい。ただし、
6 一定規模の緑地が確保される場合については、街区内の単独の敷地も対象とす
7 ることが考えられる。

8 (評価の対象となる地域・主体)

9 良好な都市環境の形成を図ることを目的として、都市計画区域内の緑地（樹
10 林地、草地だけでなく人工地盤上の緑地や屋上・壁面緑化、農地等まで含む都
11 市緑地法における緑地）を対象とした制度とすることが望ましい。その際、大
12 都市の都心部のみならず郊外部及び地方都市も対象として想定することが望ま
13 しい。

14 評価の対象となる主体としては、民間事業者に加えて、公共施設管理者等の
15 地方公共団体もターゲットにすることが望ましい。特に地方都市を想定した場
16 合は主な事業主体としての地方公共団体の役割は大きい。なお、地方公共団体
17 における計画や施策など、緑地に関するまちづくり全体を評価・認証すること
18 で、都市自体が市場で評価され、その都市に資金が流れるような環境につな
19 がる仕組みも視野に捉えておくことが考えられる。

20
21 4. 評価の視点・項目

22 (評価の視点)

23 都市の緑地のうち特にその貢献が求められるものについては、地球、地域、
24 人に対する課題の解決に向けたインパクトを評価する観点から、「気候変動対
25 策」の視点、「生物多様性の確保」の視点、「Well-being の向上」の視点で評
26 価することが考えられる。

27 この場合、「昆明・モンリオール生物多様性枠組」のターゲット 12（都市
28 の緑地空間及び親水空間の面積と質、連結性、アクセス、恩恵の大幅な増加／
29 在来の生物多様性と生態学的連結性・健全性の向上／人間の健康と Well-
30 being および自然とのつながりの改善等）との合致が重要である。

1 それぞれの評価の視点の項目としては、例えば以下が考えられる。

2 (1) 気候変動対策：高木の植栽・生育、建築物等の緑化、ヒートアイラ
3 ンド対策、暑熱対策、雨水の貯留浸透、資源循環 等

4 (2) 生物多様性の確保：緑地・水域の保全と創出、在来の生物多様性や生
5 態学的健全性の向上、階層構造の形成、希少種の保護、在来種の利
6 用・外来種の侵入防止、表土の保全、土壌厚の確保、農薬・化学物質
7 の使用制限、水循環 等

8 (3) Well-being の向上：健康の増進、生産性の向上、ユニバーサルデザイ
9 ン、安全・安心な空間の形成、環境教育の実施、公開性の確保、緑地
10 へのアクセス性の確保、避難地としての活用、農園の確保（森林伐採
11 などの土地利用の転換でできた農地は除く） 等

12 また、上述の3つの評価の視点に共通し、緑地の機能をより効果的に高める
13 視点として、「地域の価値向上」という視点が重要である。

14 ここでの「価値」は、主に以下の2つに分類できる。

15 ① 緑地自体が連続し、広域エリア内で一定のネットワークや面的な広が
16 りを築くことによってもたらされる価値：地域のレジリエンス（防災
17 性）の向上、生態系ネットワークの形成、風の道の形成、良好な景観
18 の形成 等

19 ② 緑地に関する取組が、周囲の地域社会の活力や連帯に対してもたらす
20 価値：地域コミュニティの形成、にぎわいの創出、地域固有の歴史・
21 文化の継承、良好な子育て環境の形成 等

22 地域の価値向上は、①②を通じて、例えば以下のような取組からもたらされ
23 る。

- 24 ➤ 事業者と地域住民等のステークホルダー・エンゲージメント
- 25 ➤ 街区を超えて別の事業者の緑地と連携したエコロジカルネットワー
26 クの形成
- 27 ➤ 緑地と緑地の間を緑道等で結ぶウォーカブルなネットワークの形成
28 や自転車、新しいモビリティの導入に配慮した取組
- 29 ➤ 街路樹等の隣接する公共施設の緑地と敷地内緑地との一体的な管理
30 等

1 このように、緑のネットワーク性を確保し敷地の内外を問わず面的な広がり
2 を創出する取組のもたらす価値については、適切に評価することが重要であ
3 る。

4 なお、緑地の連続性に対して最初に取り組んだ者と追隨する者のどちらを評
5 価するののかについては、地域で連たんした取組が周りに広がると、最初に取り
6 組んだ主体（パイオニア）はさらに評価されるので、追隨する者の水準がパイ
7 オニアの水準と合っていれば両方を共に評価すれば良いとの考え方も成り立
8 つ。

9 加えて、TNFDにおいても、ガバナンス、戦略、リスクとインパクト管理、
10 指標と目標を情報開示の柱と定め、インパクトの評価だけでなく、ガバナンス
11 やマネジメントを重視していることから、それらを含む基礎的事項やマネジメ
12 ントに係る事項も評価することが望ましい。さらに、投融資全般において、多
13 様性や包摂性、人権への配慮等、社会的な公正性の観点への配慮も重視されて
14 きており、十分な留意が必要である。それぞれの評価の項目としては、例えば
15 以下が考えられる。

16 ➤ 基礎的事項：土地及び周辺地域の特性・成り立ちの把握・適合、元々の地
17 形の保全、行政計画（緑の基本計画、生物多様性地域戦略等）や法的位置
18 付けの把握・適合 等

19 ➤ マネジメントに係る事項：実施体制の確保（責任者、専門家、造園技術
20 者、資金等）、管理計画の策定・継承、モニタリング計画の策定・結果の
21 活用 等

22 さらに、民間事業者が、TNFD 開示において認証制度を位置付けているか、つ
23 まり、企業の KPI として認証取得を設定しているかや、企業の緑地や生物多様
24 性に関する戦略性の有無や内容を評価することも重要である。

25 （評価の方法）

26 評価項目は、必須要件となるようなベーシックな部分、選択要件となる部
27 分、先進性等を評価する追加部分に分けることが望ましい。

28 「新たに緑地を創出する事業」と「既存緑地の質の確保・向上に資する事
29 業」とを同じ評価方法で評価することは難しいため、異なる評価項目とする

1 か、マネジメントの部分など同じ評価項目でも重み付けの調整をすることが必
2 要である。

3 各評価項目で評価するにあたり、1つ1つの項目についてできている・でき
4 ていないという二元論で評価するのではなく、1つの項目の中でも得点の幅が
5 あった方が、よりインパクト志向の考え方になるので良い。

6 地域の価値向上に資する緑地を重視する観点から、緑地がどのように地域の
7 課題解決や価値向上に貢献するのか、緑地によってどのような環境的・社会的
8 インパクトがあるのかを評価することが重要である。

9 10 5. 認証取得のインセンティブ

11 (関連する他の制度との連動)

12 本認証を取得することで、関連する他の認証制度等を活用する際のメリット
13 となるような連動（加点要素、手続き省略等）があると、活用する側のインセ
14 ンティブとなる。

15 例えば、不動産セクターのESG配慮を測る年次ベンチマーク評価である
16 GRESBとの連動を図ることができれば、本認証を取得した不動産企業の企業価
17 値向上につながる。

18 また、本認証を取得することで、環境省の「自然共生サイト」の認定がされ
19 やすくなる等の連動を図ることも重要である。

20 さらに、建築物については環境認証があることで賃料やキャップレートへの
21 正の影響があることが統計的にも証明されてきているので、建築物を対象にし
22 た環境認証とのシナジーを効かせることも有効と考えられる。本認証を取得し
23 た対象の緑地の周囲にある建築物について建築物を対象にした環境認証を取り
24 やすくする等の連携が考えられる。

25 加えて、全国的な広がりを見据えると、インセンティブとして、国や地方公
26 共団体の事業の要件や、公的不動産における取組（PPP/PFI、Park-PFI等）の評
27 価・要件として本認証制度が活用されるような取組も有効である。

28 (財政支援等の直接的なインセンティブ)

29 良質な緑地の創出や管理にはコストがかかるので、金銭的なインセンティブ
30 としてコスト面でのメリットがあることが望ましい。

1 また、認証取得後の緑地の整備・維持管理に関する技術的助言・専門家派遣
2 といった支援が受けられることもインセンティブとして考えられる。

3 (TNFD 等への対応)

4 TNFD 等の国際的な枠組みの動きを受け、企業の自然関連財務情報の開示が本
5 格的に求められるようになった場合、特に不動産セクター等における説明ツ
6 ールとしての活用ができると本認証制度の大きなインセンティブとなる。

7 そのためには、本認証制度のルールづくりの段階から TNFD 等と対話を図るこ
8 とが重要である。

10 IV. 今後の課題

11 民間投資による良質な都市緑地の確保に繋がる評価・認証制度の構築に向け
12 ては、評価・認証の活用、資産・企業価値の向上、投融資の促進、市場での普
13 及、そして評価・認証の活用、という好循環を生み出す必要があり、今後その
14 ような環境整備に向けた取組が重要である。

15 具体的な評価・認証制度の構築に向けては、評価項目や効果測定手法、審査
16 方法等について検討を深めていくことが必要である。特に評価項目は地域性の
17 考慮や評価の重み付けについても検討が必要である。また、取組の拡大を促進
18 する観点から、モニタリング等により得られる生物種調査や人流等のデータの
19 公開等を評価することも考えられる。

20 また、取組に伴う痛みやコストが社会的に脆弱な人々に不公正に偏らないよ
21 う留意していくべきである。

22 なお、都市における骨格や拠点となる緑地についてはネットワーク性の確保
23 の観点からも非常に重要であり、認証制度の実効性を担保していくためにも、
24 骨格や拠点となる緑の持続的な確保について、各種制度の活用・充実が必要で
25 ある。

26 今後の具体的な認証制度の検討にあたっては、検討段階から、関係する事業
27 者等と広く議論するような機会を設けることが重要である。

1 用語集

<p>あ行</p>
<p>IPCC (Intergovernmental Panel on Climate Change) (気候変動に関する政府間パネル)</p> <p>1988年にWMO（世界気象機関）とUNEP（国連環境計画）のもとに設立された政府間機関。気候変化に関する最新の科学的知見（出版された文献）についてとりまとめた報告書を作成し、各国政府の地球温暖化防止政策に科学的な基礎を与えることを目的としている。</p>
<p>ESG 投資</p> <p>従来の財務情報だけでなく、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）要素も考慮した投融資。投資手法には「ネガティブスクリーニング」、「国際規範スクリーニング」、「ポジティブスクリーニング」、「ESG インテグレーション」、「インパクト投資」、「サステナビリティテーマ投資」、「エンゲージメント・議決権行使」の7類型が存在する。</p>
<p>EU Taxonomy</p> <p>欧州連合（EU）の欧州委員会傘下の協議体「サステナブルファイナンス・プラットフォーム」が発表した、社会に配慮した経済活動であるかを判断する基準。タクソノミーの直訳は「分類体系」。</p>
<p>IPBES (Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services) (生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム)</p> <p>生物多様性と生態系サービスに関する動向を科学的に評価し、科学と政策のつながりを強化する政府間のプラットフォームとして、2012年4月に設立された政府間組織。IPBESは、科学的評価、能力養成、知見生成、政策立案支援の4つの機能を柱としており、その成果は、生物多様性条約に基づく国際的な取組や、各国の政策に活用されている。気候変動分野で同様の活動を進めるIPCCの例から、生物多様性版のIPCCと呼ばれることもある。</p>
<p>インパクト</p> <p>取組の結果として生じた最終的な変化・効果のこと。</p>
<p>Well-being</p> <p>肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあること。</p>
<p>エコロジカルネットワーク</p> <p>人と自然の共生を確保していくため、原生的な自然地域等の重要地域を核として、生態的なまとまりを考慮した上で、有機的に繋いだ生態系のネットワーク。ネットワークの形成により、野生生物の生息・生育空間の確保、人と自然とのふれあいの場の提供、地球温暖化防止等多面的な機能が発揮されることが期待される。</p>
<p>SDGs (Sustainable Development Goals) (持続可能な開発目標)</p> <p>2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs：Millennium Development Goals）の後継として、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された。地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ための17のゴール・169のターゲットから構成されている。</p>
<p>SBTs for nature (Science Based Targets for Nature)</p> <p>バリューチェーン上の水・生物多様性・土地・海洋が相互に関連するシステムに関して、企業等が地球の限界内で、社会の持続可能性目標に沿って行動できるようにする、利用可能な最善の科学に基づく、測定可能で行動可能な期限付きの目標。45以上の組織で構成されるScience Based Targets Network (SBTN)が中心となってSBTs for Natureの設定手法を開発。</p>
<p>NbS (Nature-based Solutions)</p> <p>社会課題に効果的かつ順応的に対処し、人間の幸福および生物多様性による恩恵を同時にもたらす、自然の、そして、人為的に改変された生態系の保護、持続可能な管理、回復のための行動。</p>

<p>OECM (Other Effective area-based Conservation Measures) 保護地域以外で生物多様性保全に資する地域。30by30 目標を達成するための中心施策の一つ。</p>
<p>か行</p>
<p>ガバナンス 組織の所有者が組織行動を制御するための仕組みであり、組織を目的達成に向けて適切に行動するように誘導し、その長期的な維持・存続・発展を可能にするために採られる、全ての統治行為を指す。</p>
<p>キャップレート Capitalization Rate の略語で、収益還元率、還元利回り、期待利回り等のこと。一期間の純収益から対象不動産の価格を直接求める際に使用される率であり、不動産投資のリスク（不確実性）が高いほど高い率となる。</p>
<p>グリーンインフラ 社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組。</p>
<p>グリーンウォッシュ 実際は環境改善効果がない、又は、調達資金が適正に環境事業に充当されていないにもかかわらず、環境面で改善効果があると称すること。</p>
<p>GRESB (Global Real Estate Sustainability Benchmark) 不動産セクターの会社・ファンド単位での環境・社会・ガバナンス（ESG）配慮を測り、投資先の選定や投資先との対話に用いるためのツール。欧州の年金基金を中心に 2009 年に創設された。</p>
<p>KPI (Key Performance Indicator(s)) (重要業績評価指標) 目標へ向けたモニタリングに用いる指標のことを指す。</p>
<p>さ行</p>
<p>30by30 目標 2030 年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる（ネイチャーポジティブ）というゴールに向け、2030 年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。</p>
<p>サステナビリティ・リンク・ローン 借り手が野心的なサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（SPTs）を達成することを奨励するローン。具体的には、①借り手の包括的な社会的責任に係る戦略で掲げられたサステナビリティ目標と SPTs との関係が整理され、②事前に定められた、重要業績評価指標（KPI）で測定される適切な SPTs によってサステナビリティの改善度合を評価・測定し、③それらに関する融資後のレポートングを通じ透明性が確保されたローン。</p>
<p>CDP (Carbon Disclosure Project) 英国ロンドンに本部を置く NGO であり、年金基金等の機関投資家の代理人として、企業に「CDP 気候変動」「CDP ウォーター」「CDP 森林」「CDP サプライチェーン」等の質問書を送付し、回答内容の開示及び格付けを実施している。</p>
<p>自然共生サイト 「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を国が認定する区域。認定区域は、保護地域との重複を除き、「OECM」として国際データベースに登録される。</p>
<p>ステークホルダー 企業の経営行動等に対して利害が生じる関係者(利害関係者)。株主、消費者、従業員、サプライヤー、地域社会等が挙げられる。</p>

<p>生物多様性国家戦略 2023-2030</p> <p>生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国の基本的な計画。2022年12月開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で採択された世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえた見直しが行われ、2023年3月に閣議決定された。</p>
<p>赤道原則</p> <p>世界銀行グループの国際金融公社の協力のもと、主要な欧米銀行10行により2003年に策定されたもの。一定の基準に従って事業者が環境や社会に及ぼす影響を把握し、適切な対策の実施を促すと同時に、融資後も計画通りに進められているかをモニタリングすることを定めている。</p>
<p>責任投資原則（PRI：Principles for Responsible Investment）</p> <p>環境、社会及び企業統治にわたる諸々の課題を、資産運用に組み込む考え方。2006年、アナン国連事務総長の呼びかけにより発足し、現在までに5,000社を超える団体が署名をしている。</p>
<p>た行</p>
<p>TNFD (Task force on Nature-related Financial Disclosures) (自然関連財務情報開示タスクフォース)</p> <p>自然に関する企業のリスク管理と開示の枠組みを構築するために設立され、各国の大手事業会社や金融機関を中心とした企業・機関・団体等が参加する国際組織。報開示の枠組（フレームワーク）構築に向けた議論を行っており、2023年9月には、フレームワークの最終版が公開される予定。</p>
<p>TCFD (Task Force on Climate-related Financial Disclosures) (気候関連財務情報開示タスクフォース)</p> <p>G20の要請を受け、金融安定理事会（FSB）により、気候関連の情報開示及び金融機関の対応をどのように行うかを検討するため、マイケル・ブルームバーグ氏を委員長として設立された。2017年6月に最終報告書を公表し、企業等に対し、気候変動関連リスク、及び機会に関する4項目①ガバナンス、②戦略、③リスクマネジメント、④指標と目標について開示することを推奨している。</p>
<p>な行</p>
<p>ネイチャーポジティブ</p> <p>2021年5月「G7首脳サミットコミュニケ付属文書」にて言及された「自然を回復軌道に乗せるために、2030年までに生物多様性の損失を止めて反転させる」という概念。生物多様性国家戦略2023-2030では、「ネイチャーポジティブ」とは、「生物多様性の損失を止め、反転させる」と定義。金融界では、気候変動と同様、生物多様性の損失がリスクの連鎖を生み、金融の安定に影響すると考えるようになっている。</p>
<p>は行</p>
<p>Park-PFI</p> <p>平成29年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」と呼称。</p>
<p>PBAF (Partnership for Biodiversity Accounting Financials)</p> <p>2019年末にASN Bank等オランダの6金融機関が開始したイニシアチブ。金融機関が、自社の投融資による生物多様性への影響の評価・開示に関して、機会や課題を検討している。経験やケーススタディの共有や議論を通じて、生物多様性影響評価の基礎となる原則を作成し、金融セクターにおける、生物多様性への影響を算定する共通の手法の策定に貢献することを目指す。</p>
<p>ファンド</p> <p>投資家から集めた資金を、投資信託運用会社が株式や債券等に投資・運用する金融商品。運用成果は投資家の投資額に応じて分配される。</p>

プラネタリー・バウンダリー

人間の活動が地球システムに及ぼす影響を客観的に評価する方法の一例。人間が地球システムの機能に9種類の変化（①生物圏の一体性（生態系と生物多様性の破壊）、②気候変動、③海洋酸性化、④土地利用変化、⑤持続可能でない淡水利用、⑥生物地球化学的循環の妨げ（窒素とリンの生物圏への流入）、⑦大気エアロゾルの変化、⑧新規化学物質による汚染、⑨成層圏オゾンの破壊）を引き起こしており、地球システムの安定性を保つことのできる範囲（プラネタリーバウンダリー）を超えて人間が活動を拡大すると、回復不可能な変化が引き起こされるとする。

ま行

緑の基本計画

都市緑地法第4条に基づき、市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。これにより、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施することができる。

1

2

民間投資による良質な都市緑地の確保に向けた評価のあり方検討会 ～中間とりまとめ(案)～概要版(案)

資料3

背景・現状

<p>カーボンニュートラル／ネットゼロに向けた動き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パリ協定(2020年以降の温室効果ガス削減等)の採択 ・2050年カーボンニュートラル宣言や2030年度温室効果ガス46%削減目標の表明 	<p>都市を取り巻く社会情勢の変化</p> <p>ネイチャーポジティブに向けた動き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昆明・モントリオール生物多様性枠組の採択(生物多様性に配慮した都市計画に言及) ・生物多様性国家戦略2023-2030の決定 	<p>Well-beingへの希求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SDGsのゴールの一つとして全ての人々のWell-beingの促進を位置づけ ・新型コロナウイルスを契機にWell-beingへの希求が加速化
<p>ESG投資等の世界的な広がり</p>		
<p>ESG投資拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界のESG市場は拡大しており、世界のESG投資残高に占める日本の割合は最大の成長率 ・ESG投資のうち、適切なリスク・リターンを確保しながら環境・社会・経済へのインパクト(効果)を意図して取り組む「インパクト投資」の一層充実が期待 	<p>TCFD、TNFD開示に向けた動き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TCFDやTNFDなど、企業による気候関連・自然 関連の財務情報を開示する動き ・TCFD開示は2022年4月以降、東証プライム市場上場企業に対して求められており、TNFDは2023年9月、最終提言(ver1.0)を公表予定 	

グリーンインフラとして多様な機能を有する都市緑地の質・量の確保を官民で連携して一層推進

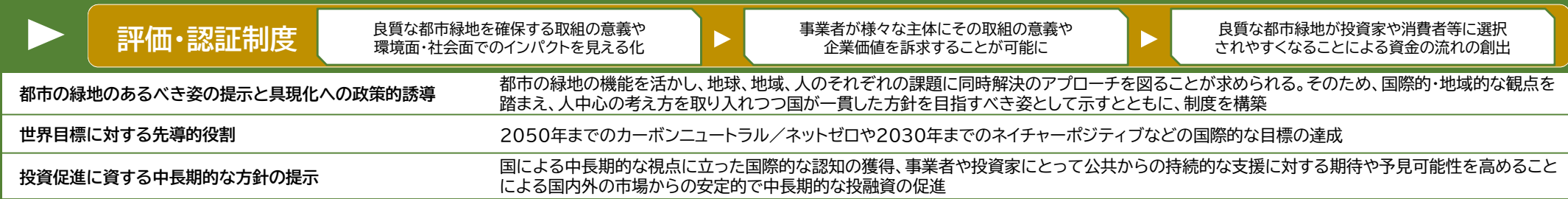
都市緑地が有する多様な機能

美しい景観や歴史文化の形成	温室効果ガスの吸収	ヒートアイランド現象の緩和	避難場所等の形成や延焼の防止	雨水の流出抑制
騒音・大気汚染等の公害防止	生物の生息・生育環境の確保	コミュニティの形成	レクリエーションの場の提供	環境教育
			健康の増進	観光振興

● **気候変動対策、生物多様性の確保、Well-beingの向上** の課題に対して、緑地の持つ機能に新たな期待

事業や規制だけでなく、市場の原理で良質な緑地の保全・整備が進むようにするために民間の投資や活動を誘導するという観点が必要

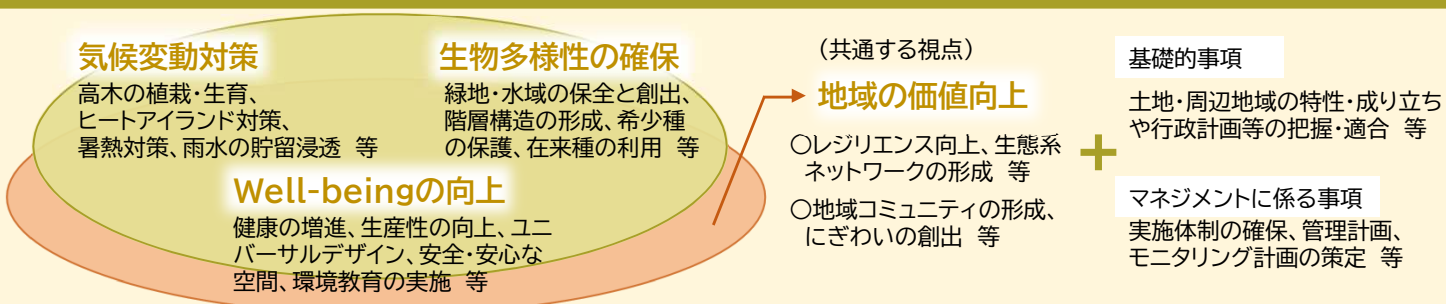
国として取り組む必要性



評価・認証制度の仕組み

評価・認証制度として必要な事項	評価・認証制度の枠組み	評価の対象	評価のタイミング	評価の単位	対象地域	対象主体
使いやすく社会的に認知されていること(国際的な基準に合致、評価内容等の開示、柔軟な更新、科学的・定量的評価等)	国が第三者機関をオーソライズした上で当該機関が評価・認証	①新たに緑地を創出する事業 ②既存緑地の質の確保・向上に資する事業	・計画段階での評価 ・継続的なモニタリング	街区単位を標準	都市計画区域内の都市緑地(樹林地、草地、人工地盤上の緑地、屋上・壁面緑化、農地等)	民間事業者(地方公共団体も含む)

評価の視点・項目



認証取得のインセンティブ

- 関連する他の制度との連動
- 本認証を取得することで、GRESBや環境省の自然共生サイト等の他の認証制度等を活用する際のメリットとなるような連動
- 財政支援等の対応
- 金銭的なインセンティブとしてコスト的なメリット及び認証取得後の緑地の整備・維持管理に関する技術的助言・専門家派遣等の支援
- TNFD等への対応
- TNFD開示における不動産セクター等の説明ツールとしての活用